

小中学校の通学区域

指定学校変更や 区域外就学が可能です

市立の学校に就学する児童・生徒は、あらかじめ定められた通学区域(学区)の学校に通学することが原則となっています。

ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し立てにより指定学校

変更や区域外就学が認められることがあります。

○指定学校変更…市内に住む児童・生徒に対して、定められた学区以外の市立小中学校への通学を認める制度

○区域外就学…市外に住む児童・

指定学校変更・区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合	○	○
児童ホームに通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
最終学年(小学6年生、中学3年生)になってからの住所変更がある場合	○	○
小中学校入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合	○	—
小中学校入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合	○	—
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合	○	○
日本語指導などの支援を必要とする場合	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
兄弟姉妹の特別支援学級就学に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合(注1・2・3)	○	—
そのほか特別に教育的配慮を要する場合(注3)	○	○

(注1)学校の収容力などにより、制限があります。
 (注2)成田市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります。希望者は11月27日(金)までに連絡してください。
 (注3)教育委員会へ相談依頼書の提出が必要です。

下水道使用料

口座振替の人は 確認を

下水道使用料を口座振替で支払っていて、県営水道区域の人と井戸を使用している人は、口座振替日などが次の通り変更になりました。

口座振替日

10月分から口座振替日が、毎月27日から26日に変更になりました。これは、市営水道区域の口座振替日と統一し事務の効率化を図るものです。

振替予定額の事前通知

9月口座振替済み分から口座振替済みのお知らせに次回口座振替予定額を併記しています。

市営水道と井戸を併用している場合は一部の人を除き、「使用水量等のお知らせ」で口座振替予定額を案内します。

再振替の開始

今までは口座振替ができなかった場合、送付した納入通知書での納付をお願いしていましたが、9

月に振替ができなかった分、翌月の26日に再度口座振替を行います。

ただし、引き落としできなかった理由が預金残高不足以外の場合は、再振替を行わず納入通知書を送付します。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

県犯罪被害者支援センター

立ち直りをサポート

県犯罪被害者支援センターでは、犯罪や交通事故の被害者・家族の精神的な負担を軽減するための支援を無料で行っています。

業務内容

- 犯罪被害相談・カウンセリング
- 病院・警察・検察庁・裁判所への付き添い
- 犯罪被害者等給付金申請の補助
- 相談員・支援員の要請

※くわしくは県犯罪被害者支援センター(☎043-221-3010、祝日・年末年始を除く月々金曜日午前10時〜午後4時)へ。

市長日誌



【10月16日～31日】

17日	御利生祭 市民短歌会表彰式 NARITA花火大会in印旛沼4th
18日	健康・福祉まつり 8020運動よい歯のコンクール表彰式
20日	成田国際空港平行滑走路2500m供用開始記念式典 安心なまちづくり大会
21日	国際子ども絵画交流展実行委員会 千葉県市長会定例会
23日	県道成田神崎線整備促進期成同盟要望活動 農業青年農政座談会
25日	印旛沼クリーンハイキング
26日	表彰審査委員会 市議会空港対策特別委員会 根本名川土地改良区臨時総代会
27日	千葉県ゆうあいピックソフトボール選手権大会兼千葉県障害者スポーツ大会ソフトボール競技の部 市議会決算特別委員会(～28日)
30日	成田空港圏自治体連絡協議会
31日	公民館まつり 区長会講演会



御利生祭で参加者を激励

事業所ごみの処理方法 一般家庭用の 集積所には出せません

市内(下総・大栄地区を除く)

分別方法Ⅱ「燃やせるごみ」「ビン・ニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、市推奨業務用ごみ袋または半透明のごみ袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合:「燃やせるごみ」は必ずみ清掃工場(☎36・1689)、「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」はリサイクルプラザ(☎36・1000)へ。「ビニール・プラスチック類」は、直接搬入できないので、許可業者に委託

○許可業者に委託する場合:成田

市一般廃棄物収集運搬許可業者へ

下総・大栄地区

分別方法Ⅱ「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合:「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」は伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148)へ。下総・大栄支所農産土木課で配布する搬入券が必要。「ペットボトル」は、直接搬入できないので、許可業者に委託

○許可業者に委託する場合:成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の業者)へ

産業廃棄物
事業活動で生じる「産業廃棄物」は市では処理できません。事業者自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託(有料)するなど適正に処理してください。くわしくは県北総県民センター 地域環境保全課(☎043・483・1138)へ問い合わせてください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

サクラてんぐ巣病

これからが防除の適期

てんぐ巣病は、木の枝の一部から小枝が多数発生して竹ぼうき状になり、天狗が巣を作ったような症状になる病気です。

症状の出た枝には、ほとんど花が付かず、放置すると1本の木にいくつもの竹ぼうき状部が発生し



てんぐ巣病にかかった桜(点線内が病気の枝)

てんぐ巣病に侵された桜は、樹勢や花付きの悪さに加え、木自体が異様な形態となってしまうので、防除するには

サクラてんぐ巣病は「タフリナ菌」というカビの一種により発生することが知られています。この病気の唯一の防除法は、早期に被害部の枝を切り焼却することです。被害を受けた枝の元にこぶが発生している場合は、この部分より下で枝を除去する必要があります。太い枝や幹に発生している場合は、除去跡が大きくなるため殺菌剤を塗布します。

防除は、桜の落葉期間(休眠期)で、木材腐朽菌の被害を受けにくい12月～2月が適期です。初期症

状は判別しにくい場合もあり、3年程度は除去作業の継続が必要で

防除にご協力を

市では、公園などの公共用地内で、てんぐ巣病を発病した桜の枝について適時除去しています。しかし、この病気の伝染をより効果的に防ぐには、市内で発病した桜を同じように処理する必要があります。自宅などの敷地内にある桜が、病気にかかっていたら、その枝を切り、病気のまん延を防ぐようにしてください。

ほかの桜への感染予防のため、切った枝は放置せず、適当な長さで裁断して指定ごみ袋に入れ、「燃やせるごみ」として収集日に出してください。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

今月の納税

- ①国民健康保険税(第5期)
- ②後期高齢者医療保険料(第5期)
- ③介護保険料(第5期)

納期…11月16日(月)～30日(月)

※くわしくは①②保険年金課(☎20-1526) ③介護保険課(☎20-1545)へ。

環境美化運動

美しいまちを
わたしたちの手で

12月6日(日)を基準日として、市内各地域で「ポイ捨てをなくし、わたしたちのまちをわたしたちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会などの協力により、環境美化運動が実施されます。

この運動では、道路や公園などに投げ捨てられたビン・カンや散乱ごみの収集、草刈りが行われます。快適で住みよい環境づくりに、ご協力をお願いします。

各事業所でも積極的な参加をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

個別的労使紛争のあつせん
トラブルに

県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間で解雇・配置転換・賃金・いじめなどのトラブルが生じたとき、迅速な解決のお手伝いをする「個別的労使紛争のあつせん」を無料で行っていきます。労働者、使用者両方からの申請を

受け付け、公正・中立な立場からあつせんを行います。

安定した労使関係が築かれるよう、労働組合と使用者間の労働争議の調整も行っています。

※くわしくは県労働委員会事務局(☎043-231-2131)へ。

地上デジタル放送
説明会・個別相談会を
開催

地上アナログ放送は平成23年7月24日までに終了し、地上デジタル放送に移行します。

地上デジタル放送を視聴するために、「総務省千葉県テレビ受信者支援センター(デジサポ千葉)」では、市内で説明会と個別相談会を開催します。日時・会場はデジサポ千葉により全戸配布されるパンフレットで確認してください。

総務省が開催する無料の説明会では、機器の販売や契約の勧誘などは一切ありませんので、注意してください。

※総務省テレビ受信者支援センターデジサポ千葉説明会事務局(☎043-3308-0461、平日午前10時～午後6時)へ。

高額医療・高額介護合算療養費制度

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。毎年8月～7月の12カ月(平成20年4月～平成21年7月については16カ月)間で医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額を各々の保険から支給します。

合算対象となるのは、7月31日時点で、国民健康保険、後期高齢者医療制度、健康保険組合など、同じ医療保険に加入している家族です。同一世帯でも、異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

高額医療・高額介護合算療養費の支給の基準となる自己負担限度額は、所得や年齢によって異なります。次の表

の限度額(年額)を超えたときは、その超えた分が加入している医療保険と介護保険からそれぞれの比率に応じて支給されます。ただし、限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

支給対象となる国民健康保険加入者には市から、後期高齢者医療制度加入者には県後期高齢者医療広域連合から、それぞれ12月ごろにお知らせする予定です。

加入している医療保険によって申請先が異なりますので、国保・後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している人は、加入している健康保険組合などに問い合わせてください。国保・後期高齢者医療制度以外の医療保険に申請する場合は、「介護保険自己負担額証明書」が必要となります。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。介護保険の証明書発行については介護保険課(☎20-1545)へ。

世帯の自己負担額合算後の限度額(年額)

所得区分	国民健康保険などの医療保険 +介護保険(70歳未満)	国民健康保険などの医療保険 +介護保険(70～74歳のみ)	後期高齢者医療制度+介護 保険(75歳以上など)
上位所得者(70歳未満) 現役並み所得者(70歳以上)	126万円(168万円)	67万円(89万円)	67万円(89万円)
一般	67万円(89万円)	56万円(75万円)	56万円(75万円)
住民税非課税	34万円(45万円)	低所得Ⅱ	31万円(41万円)
		低所得Ⅰ	19万円(25万円)

合算した場合の自己負担額は、所得や年齢に応じて異なります。平成20年4月～7月までの分は、平成20年8月～平成21年7月の分と合算して()内の限度額を適用します。